

大阪府警察の相談電話一覧

名称	電話番号	対応日時等
警察相談室 【事件事故等に関する相談】	#9110 (プッシュ回線専用) 06-6941-0030	平日9:00~17:45 (時間外は当直対応)
ストーカー110番 【ストーカー事案に関する相談】	06-6937-2110	24時間対応
性犯罪被害110番 【性犯罪被害に関する相談】	0120-548-110 #8103 (性犯罪被害相談 電話全国共通番号)	24時間対応
グリーンライン 【少年相談及び家族、 地域住民等からの少年 非行等に関する相談】	06-6944-7867	平日9:00~17:45

民間の相談電話一覧

名称	電話番号	対応日時等
認定NPO法人 大阪被害者支援 アドボカシーセンター 【大阪府公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体】	06-6774-6365	月~金(祝日除く) 10:00~16:00
公益社団法人 全国被害者支援 ネットワーク 【犯罪被害者等電話相談】	0570-783-554 (全国共通ナビダイヤル)	7:30~22:00 (年末年始を除く) ※アドボカシーセンター開設時間 内は同団体につながります
性暴力救援センター・ 大阪(SACHICO) 【被害直後からの支援】	072-330-0799	365日 24時間対応
サチッコ (SACHI子どもセンター) 【未成年への性暴力に 関する相談センター】	06-6632-0699	水~土14:00~20:00 ※被害直後の緊急の 場合は、SACHICOへ

11月25日~12月1日は「犯罪被害者週間」です。

犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉、生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、期間中、国や地方公共団体、関係団体が啓発事業を実施しています。



警察庁 犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

堺市の各種相談窓口一覧

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口【市民協働課】

相談者の状況に応じた各種支援制度の案内や、関係機関等に関する情報提供を行います。
堺市役所高層館3階南側 市民協働課
月~金(祝・休日除く) 9:00~17:30
TEL 072-228-7405 FAX 072-228-0371
Mail: shikyo@city.sakai.lg.jp

◆堺市 犯罪被害者等支援総合相談窓口ホームページ
<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bohan/chiiki/sodan.html>

電話教育相談「こころホーン」

小・中学生とその保護者を対象に、子育てや教育、いじめに関する相談を実施。
24時間 365日対応 TEL 072-270-5561

配偶者・恋人等からの暴力(DV)に関する相談窓口

◆堺市配偶者暴力相談支援センター
月~金(祝・休日除く) 9:00~17:30
TEL 072-228-3943

◆(※上記時間外)堺市夜間・休日DV電話相談
TEL 072-280-2526

堺市子ども虐待ダイヤル

24時間 365日対応 TEL 072-241-0066

消費生活に関する相談【消費生活センター】

月~金(祝・休日除く) 9:00~17:00
TEL 072-221-7146 FAX 072-221-2796

犯罪被害(二次的被害)について、知ってください。
平成31年4月改訂

(配架資料番号 1-C1-19-0017)

堺市 市民人権局 市民生活部 市民協働課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7405 FAX 072-228-0371



犯罪被害(二次的被害)について、
知ってください。



「わたしだけは大丈夫」と思わないで
犯罪は身近に起こっています。

犯罪被害(二次的被害)について

殺人、暴行、傷害、詐欺、痴漢、窃盗、交通事故など、色々な事件・事故のニュースを聞くと、ホンマ痛ましいよね…。

そうよね。堺市内における刑法犯の認知件数は約8,700件、交通事故では約4,600人の死傷者が出て、これは堺市民100人に1~2人の割合で被害に遭っていることになるんやで。(平成29年中)

そうなんや。僕たちもいつ事件・事故に巻き込まれるか、わからへんやん！ある日突然に事件・事故に巻き込まれると、普段の生活が激変するんやろうな…。

そうやで。大切な人を失った悲しみや、ケガの治療はもちろん、捜査への協力や、裁判所、市役所などで、慣れない手続きなどをすることになるんやで。

被害に遭って、悲しみ、パニック、ショック状態の中で色々せなあかんから、肉体的・精神的にとっても疲れるんやろなあ…。

そうよね。そして、犯罪被害者やその家族は直接的な被害だけではなく、「二次的被害」にも苦しめられることがあるんやで。

え？「二次的被害」って、何なん？

事件・事故の後、心と体の不調で学校や会社に行けなくなってしまったり、周囲の人からの不用意な言葉やうわさ話などで、さらに精神的に傷つけられることを、「二次的被害」っていうんやで。

そうなんや…。例えばどんな言葉で、傷つけてしまうん？

「ガンバッテ」「いつまで沈んでるの」という言葉は、励ましているつもりでも逆に負担になったり、「世の中にはもっと辛い人もいるよ」といった比較は、「自分も辛いのに」となるよね。他にも事件の真相を知ろうと民事裁判に訴えれば、「お金が目的なのか」と周囲から偏見を持たれる場合があることも、辛いよね。

そうか…。傷つけるつもりは無いのに、傷つけてしまう可能性があるんやな…。事件・事故について、好奇心で聞いたりすることもアカンね。僕たちに出来ることは、何かあるのかな？

まず大事なことは、犯罪被害者やその家族の気持ちを尊重することやね。そして、変に距離を置くのではなく、普段どおり話したり、相談にのってあげたり、手伝えることがあれば手伝ったりと、「これまでどおり」仲良くし、一緒にいることが大切やね。

そっか。犯罪被害者やその家族の苦しみを理解しつつ、「これまでどおり」に接することが、支援になるんやね。

そう。それに、国では総合的・計画的に支援を進めるために、平成16年に「犯罪被害者等基本法」という法律を定めているし、堺市でも「犯罪被害者等支援総合相談窓口」の設置や、「堺市犯罪被害者等支援条例」が作られて、犯罪被害者やその家族への心理カウンセリングなど、様々な支援が行われてるんやで。

そうなんや。もし自分が事件・事故の被害に遭って悩んだ時には、絶対にひとりで抱え込んだらアカンね。家族や学校、警察、市役所に相談することが大切なんやね。

そして、不幸にして犯罪被害者やその家族となった人の苦しみを理解し、少しでも和らげることができるよう、社会全体で支え合っていかなあかんね。

そうよね！
みんなで支え合っていこう！